

## 県管轄地域における二酸化窒素の測定局の一部廃止について

### 1 廃止する項目（二酸化窒素）の選定理由

用吉局以外の測定局の廃止項目は、次の（１）及び（２）の全ての事項を満たす測定項目のうち、二酸化窒素が適当であると考えられ、その理由は、次のとおりである。

#### （１）環境基準等の達成状況

環境基準等の達成状況は次のとおりであり、廃止の候補となる項目は全ての測定局で環境基準等を達成している項目（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び二酸化窒素）が該当する。

測定項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
二酸化硫黄	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
微小粒子状物質	×	×	×	×	×
一酸化炭素	○	○	○	○	○
光化学オキシダント	×	×	×	×	×
二酸化窒素	○	○	○	○	○
非メタン炭化水素	×	×	×	×	×

（○：全ての測定局で環境基準等達成、×：一部の測定局で環境基準等非達成）

#### （２）測定局項目ごとの測定局数

測定項目ごとの測定局数は次のとおりであり、廃止の候補となる項目は、岡山市及び倉敷市を除く地域（以下「県管轄地域」という。）における測定局数が必要な測定局数に対して十分に確保されている項目（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び二酸化窒素）が該当する。

測定項目	現在の測定局数	必要な測定局数	現在の測定局数－必要な測定局数
二酸化硫黄	41 (16)	13 ( 5)	28 (11)
浮遊粒子状物質	55 (24)	25 ( 9)	30 (15)
微小粒子状物質	27 (10)	25 ( 9)	2 ( 1)
一酸化炭素	7 ( 2)	4 ( 2)	3 ( 0)
光化学オキシダント	45 (20)	25 ( 9)	20 (11)
二酸化窒素	57 (25)	25 ( 9)	32 (16)
非メタン炭化水素	13 ( 5)	13 ( 5)	0 ( 0)

注 1：（ ）内の数値は、県管轄地域の測定局数

注 2：「必要な測定局数」とは、環境省が示している「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」で算定される全国的視点から必要な測定局数

(3) まとめ

(1) 及び(2)の事項を満たす測定項目は、次のとおり二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素の3項目であるが、今回は、県管轄地域における測定局が必要な測定局数に対して最も確保されている二酸化窒素が廃止する項目として適当であると考える。

測定項目	検討事項に対する該当性		廃止の可否	結果
	環境基準等の達成状況	必要な測定局数		
二酸化硫黄	該当	該当	可	
浮遊粒子状物質	該当	該当	可	
微小粒子状物質	非該当	非該当	不可	
一酸化炭素	該当	非該当	不可	
光化学オキシダント	非該当	該当	不可	
<b>二酸化窒素</b>	<b>該当</b>	<b>該当(最大)</b>	<b>可</b>	<b>廃止項目として選定</b>
非メタン炭化水素	非該当	非該当	不可	

2 二酸化窒素の濃度の状況

令和2年度に測定した一般局46局及び自排局11局の計57局について、全ての測定局で環境基準を達成している。

(1) 環境基準達成状況(長期的評価)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
達成局数/測定局数	56局/56局	56局/56局	55局/55局	56局/56局	57局/57局
達成率	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 経年変化

過去10年間継続して測定を実施している一般環境大気測定局(41局)及び自動車排出ガス測定局(11局)における年平均値の推移は、次のとおり減少傾向にある。

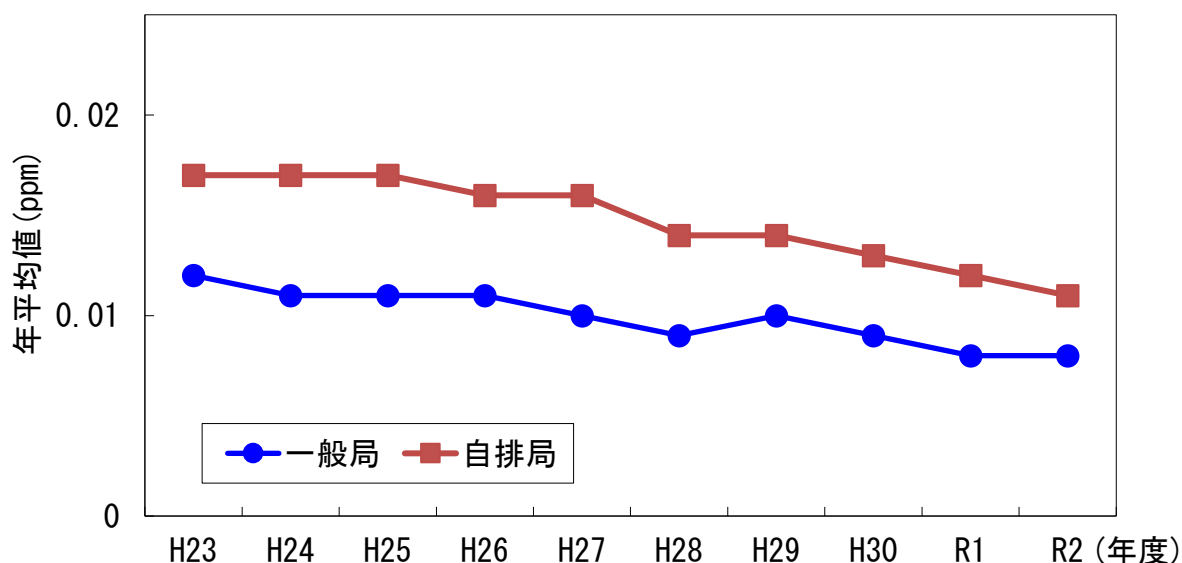


図1 過去10年間における二酸化窒素の年平均値の推移

### 3 二酸化窒素の測定を廃止する測定局

所在市名	測定局名	設置者	廃止理由
備前市	野谷局	市	二酸化窒素の測定結果が極めて低く、備前市の状況は、他の5局（伊部局、鶴海局、東片上局、穂浪局及び三石局）で把握できる。
備前市	日生局	県	
新見市	新見局	県	二酸化窒素の測定結果が県内で最も低く、大規模な発生源も周辺になく、県中北部の状況は他の局（津山局、久世局等）で把握できる。
高梁市	高梁局	県	
美作市	美作局	県	